

## 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和4年5月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 委託件名 宮崎県庁防災庁舎及び5号館清掃業務
- (2) 委託内容 庁舎の清掃業務
- (3) 委託場所 宮崎県庁防災庁舎及び5号館 宮崎市橘通東1丁目9番18号
- (4) 委託期間 令和4年8月1日から令和5年7月31日まで
- (5) 入札方法

ア (1)の委託件名について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 開札した場合において、落札者のない場合は、直ちに再度の入札を行うものとする。

## 2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の 3 の規定による契約である。
- (2) 県は、上記 1 の(4)の委託期間内において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
  - ア 本件契約の相手方が契約期間中に委託業務を継続する見込みがないと認められるとき。
  - イ 本件契約の相手方の業務の実施が著しく不誠実と認められ、又は契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
  - ウ 本件契約の相手方が次のいずれかに該当するとき。
    - ㊦ 暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
    - ㊧ 役員等（役員又は支社、支店若しくは営業所の代表をいう。以下同じ。）が、暴力団関係者であると認められるとき。
    - ㊨ 暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められ

るとき。

㊦ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。

㊧ 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が㊦から㊨までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

㊨ ㊦から㊨までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（㊧に該当する場合を除く。）において、県が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

エ 上記アからウまでに掲げる場合のほか、本件契約の相手方が本件契約に違反したとき。

オ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除されたとき。

(3) 県は、(2)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

### 3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（昭和54年宮崎県告示第41号。以下「要綱」という。）第 2 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (3) 宮崎県の県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）、特別法人事業税又は地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金に未納がないことを確認できる者であること。
- (4) 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に、種類及び規模をほぼ同じくする一契約に基づく業務を 1 回以上誠実に履行した実績を有する者であること。
- (5) 公告日から入札日までのいずれの日においても、要綱第 9 条第 1 項の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の 2 第 1 項第 1 号又は第 8 号の事業について、同項の都道府県知事の登録を受けている者であること。

#### 4 入札参加資格を得るための申請方法

上記 3 の(2)に掲げる資格を有していない者で、参加を希望するものは、次により申請を行い、入札参加資格を得ること。

(1) 申請書類の入手、提出及び問い合わせ先

宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当 宮崎市橘通東2  
丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985-26-7290

(2) 申請の受付期間

令和4年5月27日から令和4年6月10日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））とする。ただし、受付期間の終了後も入札書の提出期限までは随時受け付けるが、この場合は、入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめその旨を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当

(2) 期間 令和4年5月26日から令和4年7月6日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））

6 入札説明書の交付場所及び交付期間

(1) 場所 宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当

(2) 期間 令和4年5月26日から令和4年7月6日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後

1 時までを除く。 ) )

7 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出場所、提出期間及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当
- (2) 提出期間 令和4年5月27日から令和4年6月21日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））
- (3) 提出方法 郵送（書留郵便に限る。6月21日必着）又は持参による。

8 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認結果は、令和4年7月1日までに通知する。

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当
- (2) 提出期限 令和4年7月6日午後5時
- (3) 提出方法 郵送（書留郵便に限る。7月6日必着）又は持参による。
- (4) その他 入札書には、上記8の入札参加資格確認結果の写しを添付するものとする。

10 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁本館3階西側会議室 宮崎市橘通東2丁目10

番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985-26-7290

(2) 日時 令和 4 年 7 月 8 日 午前 10 時

## 11 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 100 条の規定による。

## 12 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者（入札参加資格の確認時に入札参加資格を有していたものの、その後、入札までの間に、指名停止等により入札参加資格を失った者を含む。）のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正行為があった入札
- (8) 虚偽の申請を行った者のした入札

## 13 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以下で入札した者のうち最低価格の入札を行った者

を落札者とする。ただし、調査基準価格を下回る価格の入札が行われた場合においては、落札者の決定を保留し、当該入札者について低入札価格調査を行った結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められたときに限り、落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当

15 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

16 その他

- (1) この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- (2) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。



17 Summary

- (1) Nature and Quantity of Goods and/or Services Required:  
Commission for Cleaning of Miyazaki Prefectural Government  
Emergency Operations Center and Building No. 5
- (2) Deadline for Submission of Tenders:5:00p.m. 6 July, 20  
22
- (3) Point of Contact for Enquiries and Submission of Tenders:Assets Management Division, General Affairs Department, Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibanadori-higashi, Miyazaki-shi, Miyazaki Prefecture 880-8501,  
Japan. TEL:0985-26-7290